

平成27年度

退職等年金給付積立金 業務概況書

(地方公務員共済)



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

目次

【第1部 地方公務員共済組合制度等について】

・地方公務員共済組合制度	P 4
・地方公務員共済組合の組織	P 5
・被用者年金一元化後の公的年金制度の体系 -H27.10以降-	P 6
・被用者年金一元化後の積立金の運用①	P 7
・被用者年金一元化後の積立金の運用②	P 8
・(参考)被用者年金一元化後の各給付の特徴比較	P 9
・退職等年金給付積立金の運用に関する基本的な考え方	P10
・基本ポートフォリオについて	P11
・リスク管理について①	P12
・リスク管理について②	P13
・ガバナンス体制①	P14
・ガバナンス体制②	P15
・(参考)地共連のガバナンス体制	P16
・地方公務員共済資金運用委員会①	P17
・地方公務員共済資金運用委員会②	P18

【第2部 平成27年度(下半期)の運用状況】

・平成27年度 市場環境(下半期)①	P19
・平成27年度 市場環境(下半期)②	P20
・資産の構成割合	P21
・平成27年度 退職等年金給付積立金の運用利回り	P22
・平成27年度 退職等年金給付積立金の運用収入の額	P23
・平成27年度 退職等年金給付積立金の資産の額	P24
・平成27年度 退職等年金給付積立金の運用手数料	P25
・リスク管理の状況	P26
・運用受託機関	P27

目次

・用語解説 (50音順) ①	・ P28
・用語解説 (50音順) ②	・ P29
・用語解説 (50音順) ③	・ P30
・用語解説 (50音順) ④	・ P31
・用語解説 (50音順) ⑤	・ P32

第1部 地方公務員共済組合制度等について

地方公務員共済組合制度

○地方公務員共済組合制度

地方公務員共済組合制度は、地方公務員の相互救済を目的とし、地方公務員とその家族を対象に長期給付事業、短期給付事業や福祉事業を総合的に行う制度として昭和37年12月に発足しました。

・地方公務員法第43条

「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」

・地方公務員等共済組合法第1条

「この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。」

○地方公務員共済組合連合会の設立

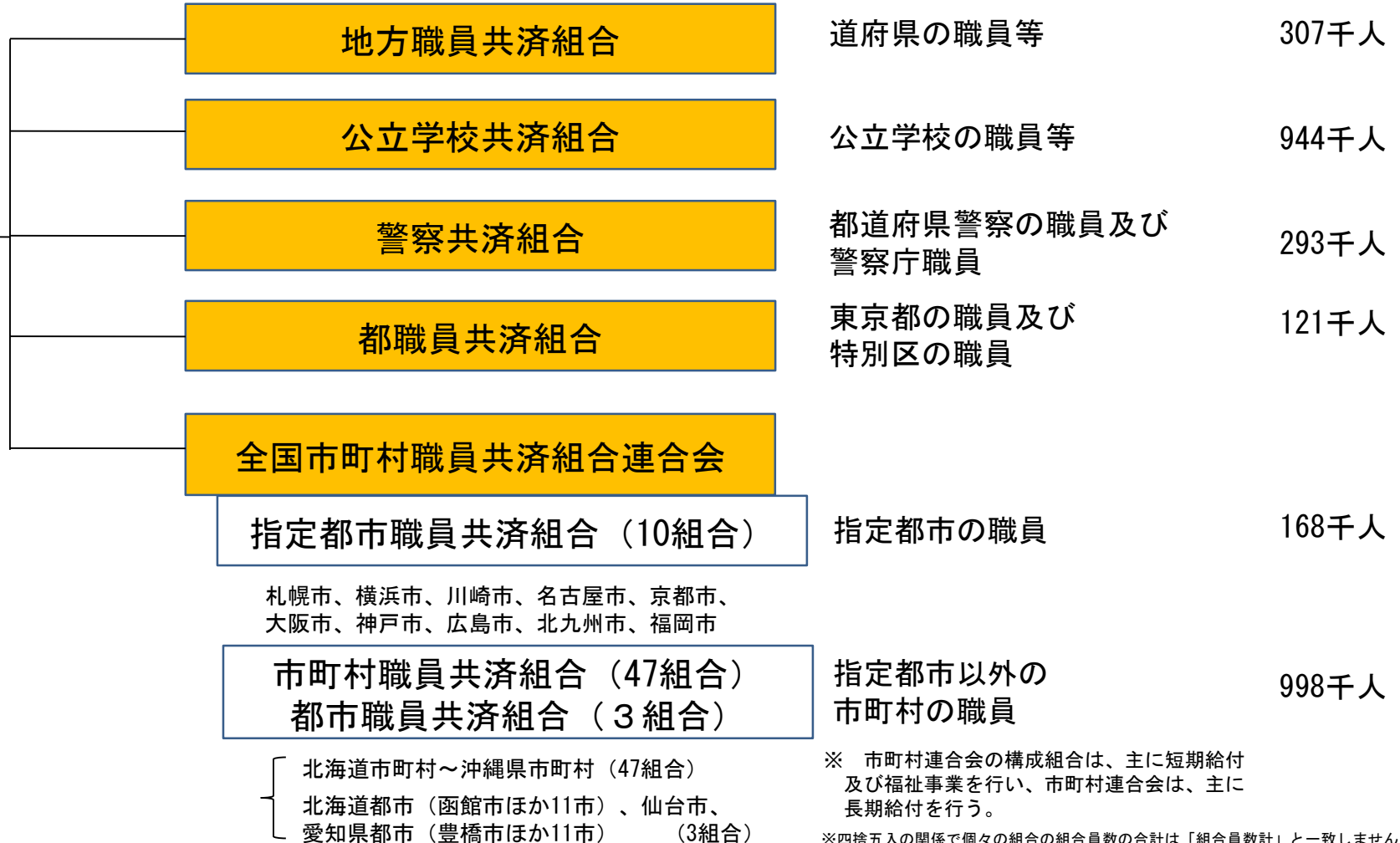
地方公務員共済組合連合会は、昭和59年4月1日に、地方公務員の年金制度の健全な運営を維持していくため、年金の財政単位を一元化し、年金財政基盤の安定化を図るとともに、共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として設立され、すべての地方公務員共済組合（平成28年3月31日現在、64組合及び全国市町村職員共済組合連合会）をもって組織する連合体となっています。

地方公務員共済組合の組織

合計 64共済組合

組合員数計 2,831千人
(平成27年3月31日現在)

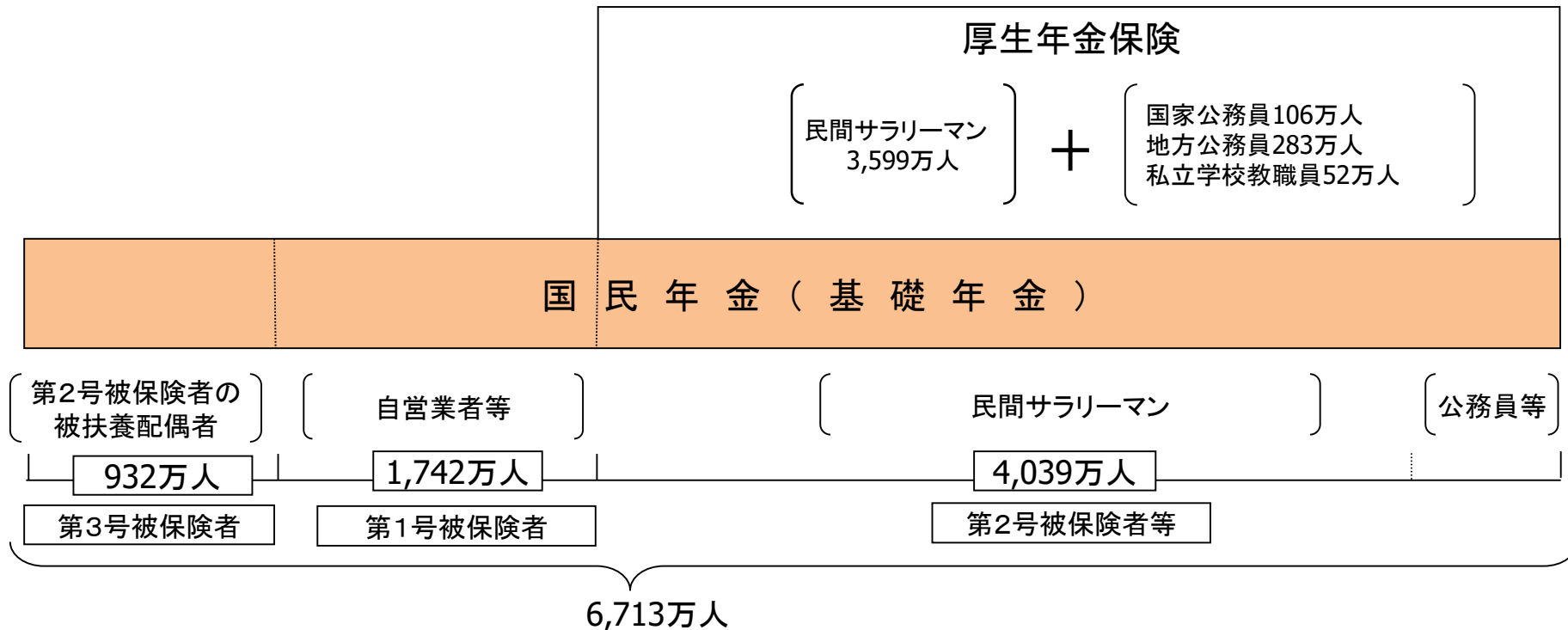
地方公務員共済組合連合会



被用者年金一元化後の公的年金制度の体系 -H27.10以降-

被用者年金一元化により、共済年金を廃止し、厚生年金に統合。
公務員や私学教職員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンとの同一保険料・同一給付を実現（制度的差異を解消）。

(数値は、平成27年3月末)



(注) 厚生年金加入者のうち企業年金加入者1,650万人
(内訳は、厚生年金基金:363万人、確定給付企業年金:782万人、確定拠出年金(企業型):505万人)
また、確定拠出年金(個人型)の加入者数21万人、国民年金基金の加入者数は45万人である。

被用者年金一元化後の積立金の運用①

○被用者年金一元化後の積立金の運用

被用者年金制度の一元化後も効率的な事務処理を行うために、引き続き共済組合が組合員の年金記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、年金給付の裁定、年金の支給を行います。

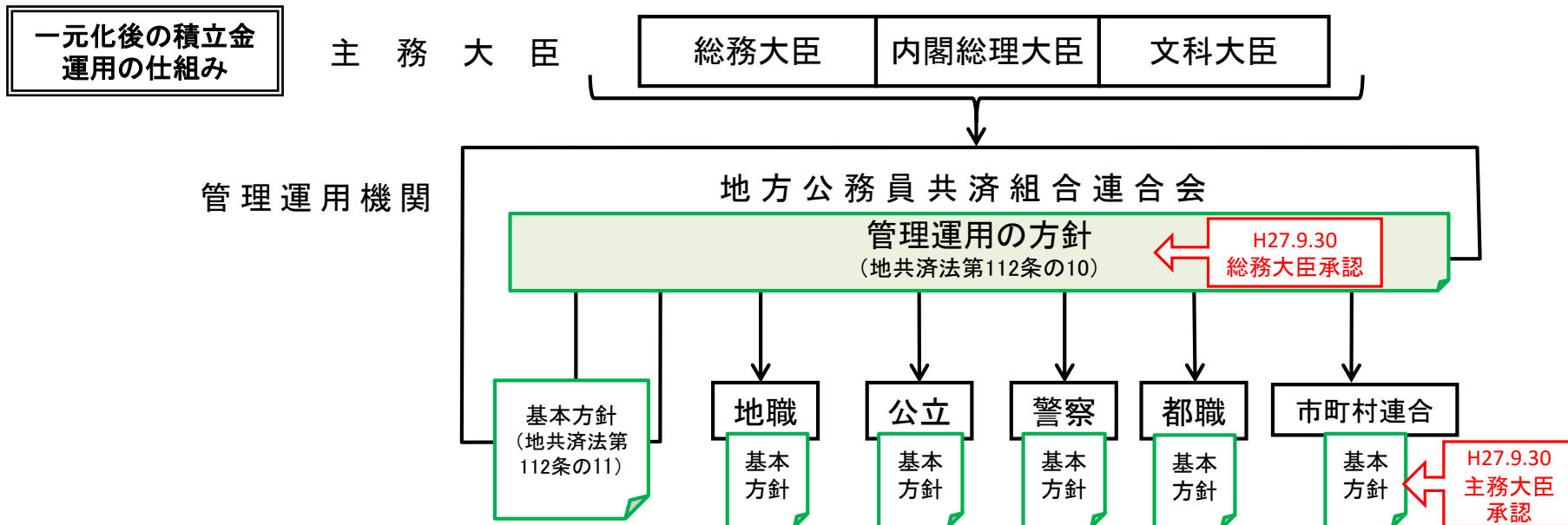
また、積立金の管理・運用などについても、引き続き共済組合が実施することとされています。

なお、長期給付の原資となる積立金は、被用者年金一元化により、これまで長期給付積立金のみであったものが、平成27年10月以降、厚生年金保険給付積立金、退職等年金給付積立金、経過的長期給付積立金の3つになりました。

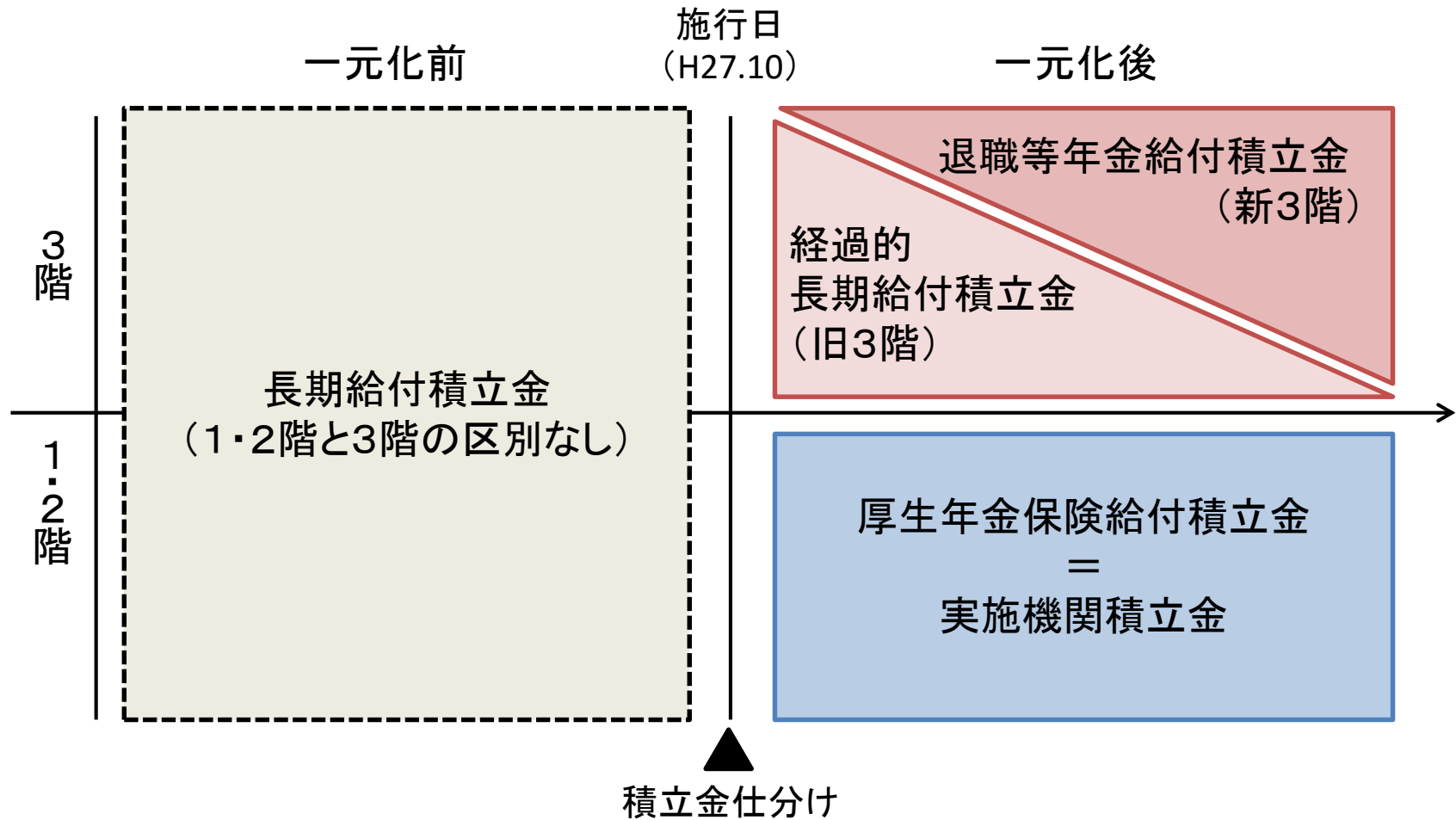
○管理運用の方針、基本方針の策定

① 地共連は、各地方公務員共済組合等（実施機関）の共通の方針となる「管理運用の方針（地共済におけるポートフォリオを含む）」を策定しています。（地共済法第112条の10）

② 各地方公務員共済組合等においては、地共連が定める管理運用の方針に適合するように、積立金の管理及び運用に係る「基本方針（基本ポートフォリオを含む）」を策定しています。（地共済法第112条の11）



被用者年金一元化後の積立金の運用②



(参考)被用者年金一元化後の各給付の特徴比較

	厚生年金保険給付 (1・2階)	経過的長期給付 (旧3階)	退職等年金給付 (新3階)
年金の性格	公的年金たる厚生年金 〔社会保障制度の一部〕	公的年金たる共済年金の一部に関する期待権を背景にして、経過的に残された給付	退職給付の一部 〔民間の企業年金に相当〕
	給付額のインフレ連動あり		原則国債利回り等に連動
	マクロ経済スライドの適用あり		—
	5年毎に財政検証を実施	5年毎に財政の現況及び見通しを作成	5年毎に財政再計算を実施
財政方式	賦課方式	閉鎖型年金	事前積立方式
給付設計	確定給付型(現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式)		キャッシュバランス型(国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式)
保険料率	段階的に引き上げられ、公務員は平成30年以降、18.3%で一定となる。 (厚生年金は平成29年以降、18.3%で一定)	閉鎖型年金のため、新規の掛金発生せず	保険料率の上限は1.5%とし、付与率等を勘案して定める

退職等年金給付積立金の運用に関する基本的な考え方

- 基本的な方針として、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として運用を行うこととしております。
- また、必要となる積立金の運用利回り（予定利率（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第5項に規定する予定利率をいう。）とする。）を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理することとしています。

退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針(抜粋)

(1) 基本的な方針

連合会は、退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を行う。

(2) 運用の目標、リスク管理等

① 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付積立金の運用は、必要となる積立金の運用利回り（予定利率（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第5項に規定する予定利率をいう。以下同じ。）とする。）を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

基本ポートフォリオについて

基本ポートフォリオ

○ 考え方

退職等年金給付積立金の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行っています。このため、長期的な観点からの資産構成割合を策定しました。退職等年金給付積立金の資産構成割合については、国内債券100%となっております。

	国内債券
資産構成割合	100%

○ 運用目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付積立金の運用は、必要となる積立金の運用利回り（予定利率（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第5項に規定する予定利率をいいます。））を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理することとしております。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮することとしております。

なお、予定利率は、0.48%となっております。

リスク管理について①

- 「リスク」とは、さまざまな種類がありますが、資産運用においては、金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどを「リスク」として捉えることもあれば、必要な利回りが確保できない可能性があることを「リスク」と捉えることがあります。このため、資産運用においては、運用に応じたさまざまなリスクを長期的な視点で考えることが重要になっています。
- 積立金の運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われること、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、リスク管理を適切に実施しています。

積立金の運用に関するリスク管理の実施方針(抜粋)

1. リスク管理に関する基本的な考え方

地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、次の事項を踏まえて、各積立金の運用に関するリスク管理を適切に行う。

- ① 各積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行う。
- ② 各積立金の運用はリスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本とし、基本ポートフォリオを策定してそれに基づき行う。

2. リスク管理の実施主体及び管理対象

(1) 略

(2) 退職等年金給付積立金

- ① 連合会は、退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の運用に関するリスク管理を行う。
- ② 各組合等は、退職等年金給付組合積立金（連合会にあっては、退職等年金給付調整積立金）の運用に関するリスク管理を行う。

リスク管理について②

- 基本ポートフォリオに基づく運用では、様々なリスク要因について管理していく必要があるなかで、長期的な観点から基本ポートフォリオにそった収益を確保していくうえで、特に、基本ポートフォリオの資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離幅の管理が重要になります。
- 具体的には、資産全体について、実際に保有する資産構成割合の値と基本ポートフォリオで定めた資産構成割合との乖離状況を把握し、管理しています。
- このほか、連合会の資産運用体制においては、外部へ委託して運営されているものもあることから、各運営の円滑な実施確保の観点から、資産管理を委託している各資産管理機関の資産管理状況等の管理を実施しています。
- なお、長期的な経済見通しを踏まえて策定する基本ポートフォリオについては、前提条件の確認などを定期的に検証する必要があります。その検証においては、長期的に安全かつ効率的な運用の観点から、既存の基本ポートフォリオは適切であるか否かを確認する必要があるものと考えています。

ガバナンス体制①

1 地共済

(1) 組織

地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）は、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「組合等」という。）により構成されています。

地共連は、組合等に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、組合等が実施した調査研究等の取組を把握するとともに、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど組合等との情報交換及び連絡調整を行っています。

また、地共連及び組合等は、実施機関積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力しています。

(2) 地方公務員共済資金運用委員会

各積立金の管理及び運用（管理積立金の管理及び運用、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合等の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）、及び経過的長期給付調整積立金の管理及び運用（組合等の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）をいう。）に係る専門的事項を地方公務員共済組合連合会が検討するため、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会を設置しています。

ガバナンス体制②

2 実施機関

(1) 運営審議会等

定款及び運営規則の変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、その他業務上の重要事項を調査、審議するために地共連及び組合等に運営審議会等が設置されており、これらの事項について、運営審議会等の議を経ることとなっています。

なお、地共連及び組合等における運営審議会等の名称等は、以下のとおりです。

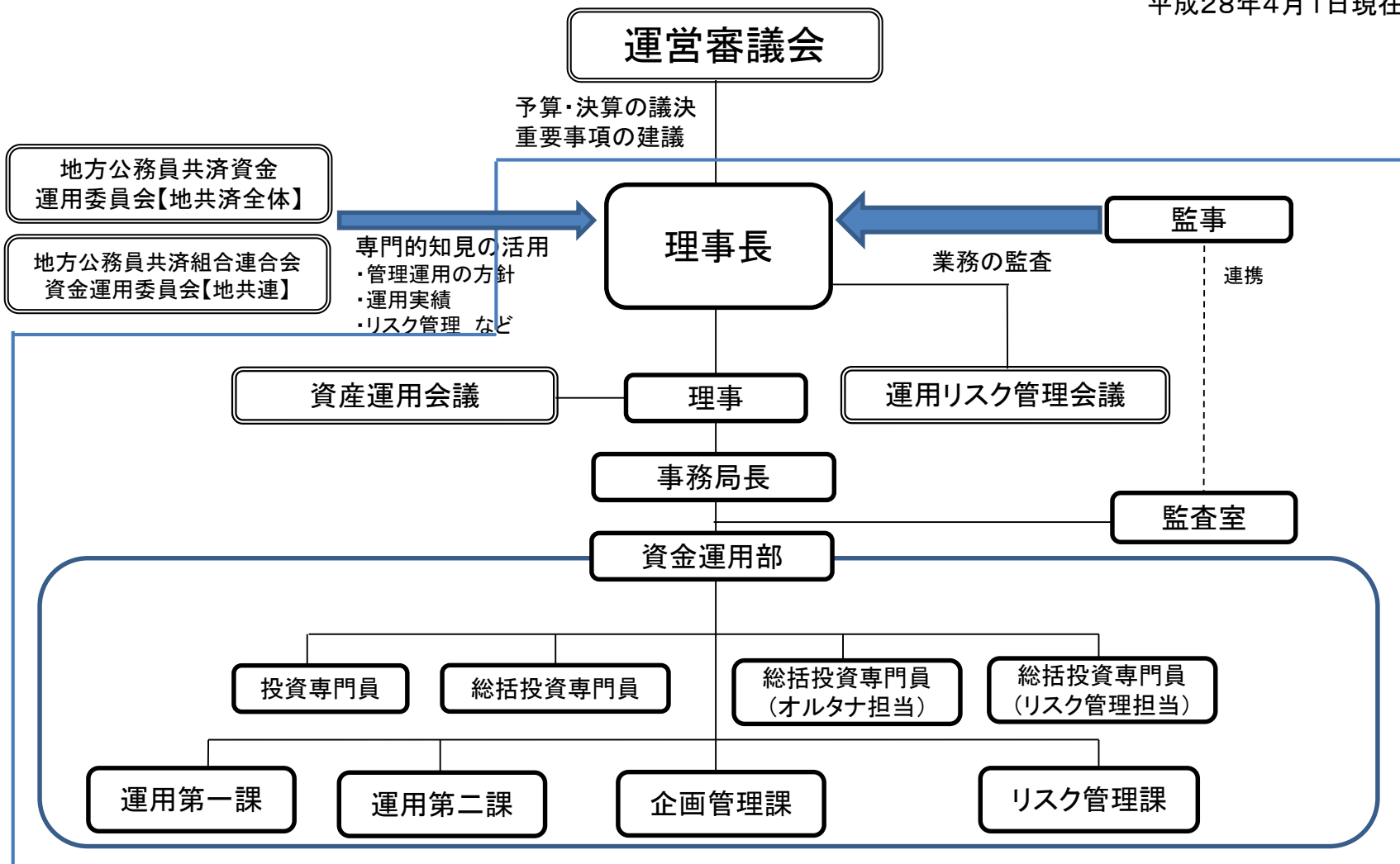
- ・運営審議会（地共済法第38条の4及び第38条の5）
地共連
- ・運営審議会（地共済法第6条、第7条及び8条）
地方職員共済組合地方共済事務局、公立学校共済組合、警察共済組合
- ・組合会（地共済法第6条、第9条及び第10条）
都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合
- ・総会（地共済法第30条、第31条及び第32条）
全国市町村職員共済組合連合会
- ・運営評議員会（地共済法第144条の5、第144条の6及び第144条の7）
地方職員共済組合団体共済部

(2) 有識者会議の活用

地共連及び組合等は、基本方針の策定、変更等実施機関積立金の管理及び運用に係る専門的事項について、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する有識者会議の専門的な知見を活用しています。

(参考)地共連のガバナンス体制

平成28年4月1日現在



地方公務員共済資金運用委員会①

○ 地方公務員共済資金運用委員会

厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）、退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）及び経過的長期給付調整積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）に基づき、各積立金の管理及び運用（管理積立金の管理及び運用、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「組合等」という。）の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）、及び経過的長期給付調整積立金の管理及び運用（組合等の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）をいう。）に係る専門的事項を地方公務員共済組合連合会が検討するため、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会を設置しています。

委員名簿（平成28年4月時点）

座長	若杉 敬明	ミシガン大学三井生命金融研究所理事
	井手 英策	慶応義塾大学経済学部教授
	川北 英隆	京都大学名誉教授
	喜多幸之助	ラッセル・インベストメント株式会社 エグゼクティブコンサルタント/ コンサルティング部長
	高山与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 マネージングディレクター
	竹原 均	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	徳島 勝幸	株式会社ニッセイ基礎研究所 年金総合リサーチセンター年金研究部長
	俊野 雅司	早稲田大学商学学術院非常勤講師
	蜂須賀一世	株式会社日本経済研究所常務取締役
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
	森本 正宏	全日本自治団体労働組合 中央執行委員総合労働局長

・ 審議事項

- ① モデルポートフォリオの設定及び見直しに関する事項
- ② 管理運用の方針の策定、変更に関する事項
- ③ リスク管理の実施方針の策定、変更に関する事項
- ④ 新たな運用対象の運用方針の策定、変更に関する事項
- ⑤ その他各積立金の管理及び運用に関する専門的事項

・ 報告事項

- ① 運用実績
- ② リスク管理の状況
- ③ 新たな運用対象の運用状況
- ④ 専門的人材の強化・育成の状況
- ⑤ その他各積立金の管理及び運用に関して委員会が求めた事項

・ 委員会は、各積立金の管理及び運用に関する専門的事項に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べることができる。

地方公務員共済資金運用委員会②

○ 資金運用委員会開催状況

開催回	開催回	内容
第6回	平成27年 4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運用の方針について ・ 退職等年金給付積立金（新3階）について
第7回	平成27年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運用の方針について ・ 退職等年金給付積立金（新3階）に係る基本ポートフォリオについて
第8回	平成27年 6月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運用の方針（1・2階及び旧3階）について ・ オルタナティブ投資について ・ 退職等年金給付積立金（新3階）の管理運用の方針について
第9回	平成27年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地共済全体の新3階の資金運用について ・ 管理運用の方針（新3階）について ・ リスク管理の実施方針について ・ 運用対象の多様化に係る運用方針について ・ 合同運用について ・ 一元化後の地共連の資産運用体制について
第10回	平成27年 9月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関積立金の当初額等について
第11回	平成28年 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度第3四半期における積立金の運用状況 ・ 平成27年度第3四半期における積立金のリスク管理状況 ・ 資金運用に係る海外視察報告
第12回	平成28年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオの検証について

第2部 平成27年度(下半期)の運用状況

平成27年度 市場環境 (下半期) ①

【各市場の動き(10月～3月)】

- 国内債券：10年国債利回りは、日銀の追加金融緩和への期待を背景に低下(債券価格は上昇)基調が継続しました。1月末以降は日銀のマイナス金利の導入発表を受けて、利回りは一段と低下しました
- 国内株式：国内株式は、7-9月期の大幅下落からの反発もあり、当初は株価が上昇しましたが、年明け以降は中国をはじめとした世界的な景気減速懸念などからリスク回避の動きが強まり、株価は下落しました。
- 外国債券：米国10年国債利回りは、12月のFRBによる利上げを受けて当初は上昇(債券価格は低下)しましたが、年明け以降はリスク回避の動きから利回りは低下(債券価格は上昇)しました。ドイツ10年国債利回りも年明け以降のリスク回避の動き等に加え、利回りは低下(債券価格は上昇)しました。
- 外国株式：外国株式は、7-9月期の大幅下落からの反発に加え、中国や欧州の金融緩和などから当初は株価が上昇しました。年明け以降はリスク回避の動きが強まったことで株価が下落する局面も見られたものの、原油価格の反発などもあり、2月以降は株価が上昇しました。
- 外国為替：ドル/円は、当初は121円前後の狭いレンジで推移してました。1月末の日銀のマイナス金利の導入発表を受けて一時的に円安となる局面が見られたものの、世界的なリスク回避の動きのなかで大幅に円高が進行しました。ユーロ/円は、日銀のマイナス金利導入発表を受けて円安となる局面が見られたものの、ECBの追加金融緩和などから円高となりました。

○参考指標

		H27年9月末	H27年12月末	H28年3月末
国内債券	(10年国債利回り) (%)	0.36	0.27	-0.03
国内株式	(TOPIX配当なし) (ポイント)	1411.16	1547.30	1347.20
	(日経平均株価) (円)	17388.15	19033.71	16758.67
外国債券	(米国10年国債利回り) (%)	2.04	2.27	1.77
	(ドイツ10年国債利回り) (%)	0.59	0.63	0.15
外国株式	(NYダウ) (ドル)	16284.70	17425.03	17685.09
	(ドイツDAX) (ポイント)	9660.44	10743.01	9965.51
外国為替	(ドル/円) (円)	119.78	120.24	112.39
	(ユーロ/円) (円)	133.73	130.70	128.07

○ベンチマーク収益率

		平成27年10月～ 平成28年3月
国内債券	NOMURA-BPI総合	4.84%
国内株式	TOPIX(配当込み)	-3.39%
外国債券	シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	-2.58%
外国株式	MSCI ACWI(除く日本、円ベース、配当込み)	-0.69%

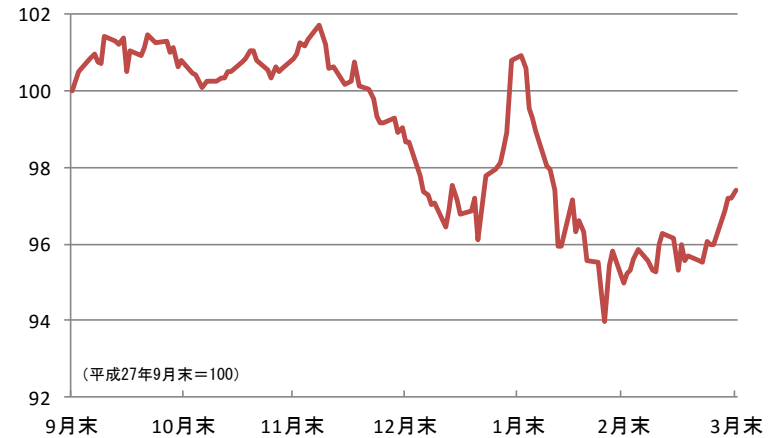
平成27年度 市場環境 (下半期) ②

ベンチマークインデックスの推移 (平成27年度下半期)

【国内債券】



【外国債券】



【国内株式】



【外国株式】

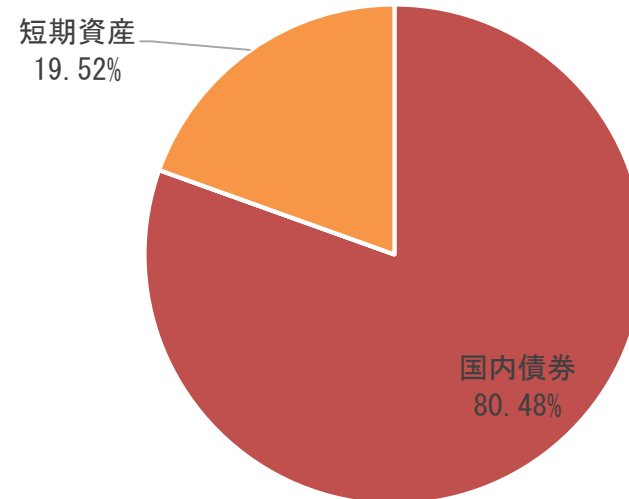


資産の構成割合

(単位：億円、%)

	平成27年度末	
	資産額	構成割合
国内債券	1,104	80.48
短期資産	268	19.52
合計	1,372	100.00

平成27年度末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券100%です。

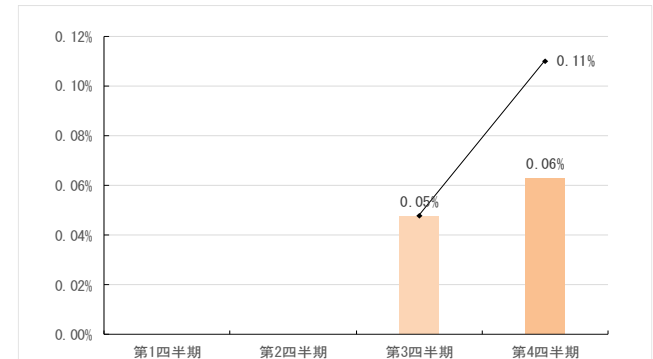
(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

平成27年度 退職等年金給付積立金の運用利回り

- 平成27年度(下半期)の実現収益率は、0.11%となりました。
- 第3四半期の実現収益率は、0.05%、第4四半期の実現収益率は、0.06%となっています。
- 退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(単位：%)

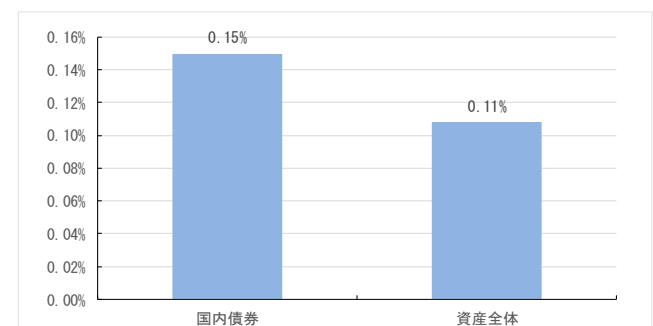
	平成27年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益率			0.05	0.06	0.11
国内債券			0.12	0.08	0.15



(参考)

(単位：%)

	平成27年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
修正総合収益率			0.31	3.45	4.86



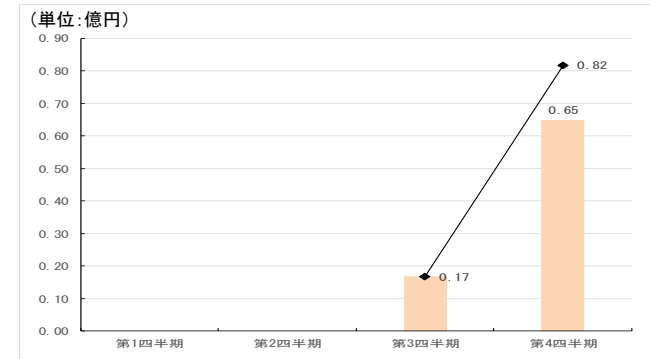
- (注1) 年金制度が厚生年金保険制度に一元化された平成27年10月以降の収益率です。
- (注2) 「第3四半期」・「第4四半期」は期間率です。また、「年度計」は平成27年度下半期の期間率です。
- (注3) 収益率は、運用手数料控除後のものです。
- (注4) 修正総合収益率は、実現収益率に仮に時価評価を行った場合の評価損益の増減を加味したものです。

平成27年度 退職等年金給付積立金の運用収入の額

- 平成27年度(下半期)の実現収益額は、0.82億円となりました。
- 第3四半期の実現収益額は、0.17億円、第4四半期の実現収益額は、0.65億円となっています。
- 退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(単位：億円)

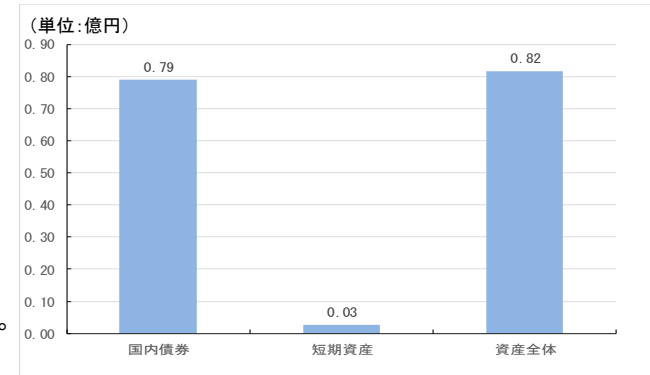
	平成27年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益額			0.17	0.65	0.82
国内債券			0.16	0.63	0.79
短期資産			0.00	0.02	0.03



(参考)

(単位：億円)

	平成27年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
総合収益額			1.08	35.56	36.64



- (注1) 年金制度が厚生年金保険制度に一元化された平成27年10月以降の収益額です。
- (注2) 「年度計」は平成27年度下半期の収益額です。
- (注3) 収益額は、運用手数料控除後のものです。
- (注4) 総合収益額は、実現収益額に仮に時価評価を行った場合の評価損益の増減を加味したものです。
- (注5) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

平成27年度 退職等年金給付積立金の資産の額

(単位：億円)

	平成27年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券							287	288	1	1,104	1,140	36
短期資産							367	367	0	268	268	0
合計							654	655	1	1,372	1,408	36

(注1) 年金制度が厚生年金保険制度に一元化された平成27年10月以降の資産額です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

平成27年度 退職等年金給付積立金の運用手数料

退職等年金給付積立金については、全額自家運用等で国内債券の運用を行っているため、運用に関する手数料はありません。

リスク管理の状況

○デュレーションについては、14.44となっています。

平成27年度末デュレーション

	国内債券
ファンド	14.44
(参考) NOMURA BPI 総合	8.74

運用受託機関

退職等年金給付積立金については、国内債券100%の自家運用等で行っております。

用語解説（50音順）①

- ALM
Asset Liability Management 資産と負債を総合的に管理すること。ALMは、1970年代の米国の金融機関において、資産と負債の両面を総合的に管理する手段、特に金利の変化に起因する資産と負債のミスマッチを緩和、縮小することにより、期間収益の安定化を図る目的で発展してきたリスク管理手法です。
- エンハンスト運用
アクティブとパッシブの中間的な位置づけであり、市場平均の収益率からの乖離を抑えつつ、安定的に市場平均の収益率を上回ることを目的とした運用手法です。
- 管理運用主体
年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、国家公務員共済組合連合会（KKR）、地方公務員共済組合連合会（地共連）、日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の4機関のこと。
- 基本ポートフォリオ
統計的な手法により定めた、最適と考えられる資産構成比（時価ベース）。ポートフォリオとは、もともと紙ばさみという意味で、保有証券等を紙ばさみに挟んで保管されることが多かったため、保有証券やその資産の集合体を意味するようになりました。
- 許容乖離幅
資産構成比が基本ポートフォリオから乖離した場合には、資産の入替え等を行い乖離を解消することとなります。しかし、時価の変動等により小規模な乖離が生じるたびに入替えを行うことは、売買コストの面等から非効率であるため、基本ポートフォリオからの乖離を許容する範囲を定めており、これを許容乖離幅といいます。

用語解説（50音順）②

○ 経過的長期給付積立金

被用者年金一元化後、各共済組合、市町村連合会（以下「共済組合等」という。）が旧職域部分の給付（経過的長期給付）のため管理運用している経過的長期給付組合積立金と、地方公務員共済組合連合会が各共済組合等の経過的長期給付が不足した場合に必要な額を交付するためなどに積立てている経過的長期給付調整積立金を合わせた積立金。

○ 厚生年金保険給付積立金

被用者年金一元化後、各共済組合等が厚生年金保険給付のため管理運用している厚生年金保険給付組合積立金と、地方公務員共済組合連合会が各共済組合等の厚生年金保険給付が不足した場合に必要な額を交付するためなどに積立てている厚生年金保険給付調整積立金を合わせた積立金。

○ 時間加重収益率

時間加重収益率は、運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流出入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

○ 実現収益率

運用成果を測定する尺度の1つです。売買損益及び利息・配当金収入等の実現収益額を元本（簿価）平均残高で除した元本（簿価）ベースの比率です。

○ 修正総合収益率

時価ベースで運用成果を測定する尺度の1つです。実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

（計算式）

$$\begin{aligned} \text{修正総合収益率} = & \{ \text{売買損益} + \text{利息・配当金収入} + \text{未収収益増減} (\text{当期末未収収益} - \text{前期末未収収益}) \\ & + \text{評価損益増減} (\text{当期末評価損益} - \text{前期末評価損益}) \} \div (\text{元本 (簿価) 平均残高} \\ & + \text{前期末未収収益} + \text{前期末評価損益}) \end{aligned}$$

用語解説（50音順）③

○ 政府積立比率

被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち、厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分ける必要がありました。具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率（保険料で賄われる基礎年金及び厚生年金部分（1・2階部分）の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準）に相当する額を、共通財源として仕分けることとしましたが、この積立比率を政府積立比率といいます。

○ 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。

（計算式） 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減（当期末未収収益 - 前期末未収収益）
+ 評価損益増減（当期末評価損益 - 前期末評価損益）

○ 退職等年金給付積立金

被用者年金一元化後、各共済組合、市町村連合会（以下「共済組合等」という。）が年金払い退職給付のため積立を開始し、管理運用している退職等年金給付組合積立金と、地方公務員共済組合連合会が各共済組合等の年金払い給付が不足した場合に必要な額を交付するためなどに積立てを開始する退職等年金給付調整積立金を合せた積立金。

○ 長期給付積立金

地方公務員共済組合連合会が被用者年金一元化以前に管理運用していた年金積立金です。共済組合の年金給付のための資金が不足した場合に備え、積み立てていました。

用語解説（50音順）④

○ デュレーション

債券を保有することによって利子及び元本（＝キャッシュフロー）を受け取ることのできるまでの期間を加重平均したものです。将来受け取る予定のキャッシュフローの現在価値を計算し、それぞれの現在価値が、キャッシュフローを受け取ることができるまでのそれぞれの期間にその現在価値合計に占める構成比を乗じて計算した債券投資の平均回収期間を表します。

デュレーションは、このほか、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するか之感応度を表す指標としても利用されます。これは、修正デュレーションと呼ばれる指標で、デュレーションを（1＋最終利回り）で除することで算出します。例えば、修正デュレーションが1の場合は、最終利回りが1%変化すると債券価格も1%変化することを示しています。修正デュレーションが大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

○ トラッキングエラー

ポートフォリオのリスクを測定する指標で、アクティブリスクとも呼ばれています。ポートフォリオの収益率とベンチマークの収益率との差（超過収益率）の標準偏差を表したものです。ポートフォリオの実績の収益率から計算する実績トラッキングエラーと、モデルを用いて事前に推定する推定トラッキングエラーがあります。この乖離が大きいほど、運用するポートフォリオがベンチマークに対して、リスクを大きく取っていることを意味します。

○ ベータ

市場全体の収益率に対する個別証券（あるいはポートフォリオ）の収益率の感応度を示す指標です。

例えば、ポートフォリオのベータ値が1.5ということは、市場全体が10%上昇するとポートフォリオは15%上昇し、逆に市場全体が10%下落するとそのポートフォリオは15%下落することを意味します。ポートフォリオ全体が市場に連動する場合には、ベータ値は1に近づくこととなります。

用語解説 (50音順) ⑤

○ ベンチマーク

運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことをいい、市場の動きを代表する指標を使用しています。地共連で採用している各運用資産のベンチマークは以下のとおりです。

1 国内債券

・ NOMURA-BPI 総合

野村證券株式会社が作成・公表している国内債券のベンチマークです。

※NOMURA-BPI 総合は、その著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。株式会社野村総合研究所及び野村證券株式会社は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び野村證券株式会社は、当該指数に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該指数の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

2 国内株式

・ TOPIX (配当込み)

東京証券取引所が作成・公表している国内株式のベンチマークです。

※TOPIX配当指数の指数値の標準は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利及びTOPIX配当指数等の標準に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

3 外国債券

・ シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

Citigroup Index LLCが作成・公表している外国債券のベンチマークです。

※このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、Citigroup Index LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

4 外国株式

・ MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)

MSCI Incが作成・公表している日本を除く先進国及び新興国で構成された外国株式のベンチマークです。

・ MSCI KOKUSA I (円ベース、配当込み)

MSCI Incが作成・公表している日本を除く先進国で構成された外国株式のベンチマークです。

○ ベンチマーク収益率

ベンチマークの騰落率、いわゆる市場平均収益率のことです。